



久米島町公告第 9号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定により久米島町森林整備計画をたてる予定であるので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり広告し、当該計画の案を縦覧に供する。

なお、久米島町森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、久米島町長に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 8年 2月20日
久米島町長 桃原秀雄



1. 縦覧場所

久米島町役場 環境保全課

2. 縦覧期間

自：令和8年2月20日金曜日

至：令和8年3月25日水曜日 ただし、土曜・日曜及び休日を除く。

3. 時 間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし正午から午後1時を除く。